

慶應義塾大学医学部三四会会則施行細則

- 第1条 会則施行の補足
- 第2条 入退会
- 第3条 会員の処分および除名
- 第4条 入会金, 年会費および負担金等
- 第5条 会費の免除
- 第6条 会員の評議員会提案
- 第7条 評議員会承認事項の取り扱い
- 第8条 理事会
- 第9条 委員会
- 第10条 評議員および役員改選の手続き
- 第11条 評議員の推薦および役員改選の予告
- 第12条 評議員の推薦および委嘱
- 第13条 評議員議長および役員候補者の推薦
- 第14条 評議員会議長および役員選考委員会の設置
- 第15条 改選管理委員会の設置
- 第16条 評議員会議長および役員の選任
- 第17条 会長による評議員および理事の委嘱
- 第18条 裁定委員会
- 第19条 諸規程および規約
- 第20条 施行規則の変更
- 第21条 施行期日

慶應義塾大学医学部三四会会則施行細則

(会則施行の補足)

第1条 本会々則の施行は本施行細則をもって補足する

(入退会)

第2条

1. 本会への入会は、本医学部入学時（準会員）、卒業時（正会員）とする
2. 本医学部卒業生以外の、本医学部教員、本学大学院医学研究科学生ならびに専攻生、および本医学部研修医ならびに共同研究員で入会希望者は、文書をもって会長に申し出るものとする
3. その他の入会は、会員の推薦状を添えて文書をもって会長に申し出、理事会の選考および評議員会の承認を要するものとする
4. 退会を希望する会員は、会長に退会届を提出しなければならない。なお、原則として退会者の再入会は認めない
5. 会費滞納者には、3、4年目に会員継続の意思確認を行い、5年間会費滞納が確定した時点で、理事会の審議を経て退会とする。消息が不明の者についてもこれに準ずる
(会員の処分および除名)

第3条 会員に、本会の秩序を乱す行為または著しく本会の名誉を毀損する行為のあったとき、会長は裁定委員会の議をへて、当該会員に注意を与え、あるいはこれを除名することができる

2. 除名された会員については、会長はこの旨を本人に通知し、退会者として公告するものとする

(入会金、本会費および負担金等)

第4条 会員の入会金、年会費および負担金等の賦課徴収を次の如く定める

1. 会員は入会金を入会時に、年会費を会計年度内に納入しなければならない
2. 入会金、年会費については理事会においてこれを議し、その決定には評議員の審議承認を要する
3. 負担金、募金等についても前項に準ずる
4. 既納の入会金、年会費、負担金等はいかなる理由があっても返還しない

(会費の免除)

第5条 会員の長期に亘る療養その他特別の事情若しくは満80歳を過ぎた会員にして年会費の免除を希望するときは本人の申し出により会費を免除することが出来る

2. 準会員は、年会費を免除する

(会員の評議員会提案)

第6条 会員はその母体の評議員をへて、審議希望案件を評議員に提出することができる

2. 会員提出案件審議の手続きを次の如く定める

1. 案件提出評議員は氏名およびその主旨内容を明記した文書を、予め評議員会議長に提出するものとする
2. 評議員会議長は、議長の指名する評議員により構成される小委員会にその検討を付託して、まず評議員会提出の可否を決定するものとする
3. 評議員会は、採択された提案を審議し、議決しなければならない
4. 会長は評議員会議長と協議して、急を要すれば、当該議案を審議する評議員会を招集しなければならない
5. 評議員会議長は文書をもって、当該審議希望案件の取扱いを提案評議員に報告するものとする

(評議員会承認事項の取扱い)

第7条 会長は、承認事項に限り、文書をもって各評議員に承認を求めることができる
(理事会)

第8条 理事会は、会務執行のため次の各部を設けることができる

1. 総務部
 2. 学術部
 3. 医学部，病院部
 4. 広報調査部
 5. 施設部
 6. 経理部
 7. 学生部
 8. その他
2. 理事会は各部に委員を置くことができる

(委員会)

第9条 会長は、会則に従って、各種委員会を設置することができる

2. 委員会の委員長は委員の互選による
3. 委員長は委員会を招集し、その成立は委員過半数の出席を要する
4. 委員会の設置および廃止は会員に公示するものとし、記録の取扱いは議事録に準ずる
(評議員および役員改選の手続き)

第10条 評議員および役員改選の手続きを、第11条から第18条に定める
(会長の選任)

第11条 会長の選任は、理事会が現会長の任期満了までに次期会長候補者を会員の中より指名し、評議員会の承認を得るものとする
(評議員、理事および監事改選の公告)

第12条 会長は、現評議員、理事および監事の任期満了の3か月前までに、改選を予め会員に公告する

(評議員の推薦および委嘱)

第13条 会長は、改選公告後すみやかに次期評議員の推薦を各母体に依頼し、各母体はその所属会員中より次期評議員候補者を選び、現評議員の任期満了の2か月前までに所定の文書により会長に推薦する

2. 会長は、当該会員に次期評議員を委嘱するものとし、その委嘱期日は、改選当年度第1回評議員会の当日とする

(評議員会議長、理事および監事候補者の推薦)

第14条 会長は、次期評議員に次期評議員会議長、理事および監事候補者の推薦を依頼する

2. 次期評議員は、評議員会議長候補者1名を次期評議員中より、理事候補者3名、監事候補者1名を原則として次期評議員中より選び、現評議員および役員の任期満了の1か月前までに所定の文書により会長に推薦する

(評議員会議長、理事および監事選考委員会の設置)

第15条 会長は、評議員会議長および次期会長候補者と協議して、次期評議員会議長、理事および監事選考委員会を設置し、候補者推薦完了後すみやかにその選考を付託する。

2. 選考委員は5名以上10名以内とする
3. 次期評議員会議長、理事および監事選考委員会は、現評議員会議長、理事および監事の任期満了までに選考を完了し、会長に答申する

(評議員会議長および役員の選任)

第16条 次期評議員会議長、会長、理事および監事の選任は、改選当年度第1回評議員会において行う

2. 会長は、選考委員会の答申に基づく人選結果を評議員会に提出し、承認を得るものとする

(副会長および評議員会副議長の選任)

第17条 会長は、副会長を原則として理事および評議員中より指名し、評議員会の承認を得るものとする

2. 評議員会議長は、評議員会副議長を評議員中より指名し、評議員会の承認を得るものとする

(会長による評議員および理事の委嘱)

第18条 会長は、選考とは別に以下の各号の会員に評議員および理事を委嘱することができる

- 1) 医学部長、医学部長補佐、病院長、副病院長のうち1名
- 2) 関連病院会会長
- 3) その他若干名の会員

(裁定委員会)

第 19 条 本会および本会々員中に紛議を生じたとき（会員の除名を含む）、会長は評議員会議長と協議し、裁定委員会を設置して紛議の決定を付託する

2. 裁定委員会は、会長の委嘱する委員長 1 名、委員 10 名をもって構成する
3. 裁定委員会委員は、委員会設置期間中、本会の役員および評議員あるいは顧問を兼ねることができず、また、紛議に関係のない会員でなくてはならない
4. 委員会における裁定意見相半ばするときは、委員長がこれを裁決する
5. 委員長は、裁定経過およびその結果を会長に答申し、会長はこれに基づき、委員長と協議して、すみやかに紛議を解決するものとする

(諸規定および規約)

第 20 条 本会は、別に次の諸規定および規約を、それぞれ理事会および支部において定める

- 1) 表彰ならびに慶弔規定
- 2) 事務局規定
- 3) 三四会館、赤倉山荘運営規定
- 4) 支部規約
- 5) その他

(施行細則の変更)

第 21 条 本施行細則の変更は、本則に準じ、評議員会の審議を要する。ただし、前条の一、以外の規定および規約については限定しない

(施行期日)

第 22 条 本施行細則は昭和 61 年（1986）6 月 12 日より施行する

第 23 条 本施行細則は平成 16 年 6 月 12 日改変、施行した